

津波災害等発生時における避難に関する覚書

(主旨)

第1条 四日市市（以下「甲」という。）及び鈴鹿市（以下「乙」という。）は、津波災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、津波災害等から住民等の命を守るため、甲及び乙が避難に関して相互に協力することについて、次のとおり覚書を交換する。

(協力の内容)

第2条 第1条に定める相互協力の内容については次のとおりとする。

- (1) 一時避難場所としての津波避難ビル等の避難施設（以下、「避難施設」という）の利用
- (2) 津波等から避難するための経路の利用
- (3) その他、特に要請があった事項

(施設の変更及び廃止)

第3条 甲及び乙は、避難施設の追加、廃止又は名称、所在地等の変更があった場合には、速やかにその旨を相手方に通知するものとする。

(費用の負担)

第4条 避難施設の利用により生じた費用については、当該避難施設と協定等を締結した市が負担するものとする。

(有効期間)

第5条 この覚書は、覚書を交換した日から効力を発し、甲又は乙のいずれかから文書をもって終了を通知しない限り、この効力を継続するものとする。

(協議)

第6条 この覚書に定めのない事項又はこの覚書に関する疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙間で協議のうえ決定するものとする。

この覚書の交換を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自それぞれ1通を保有するものとする。

平成25年4月5日

甲 四日市市諏訪町1番5号
四日市市
四日市市長 田中俊



乙 鈴鹿市神戸一丁目18番18号
鈴鹿市
鈴鹿市長 末松則子

